

川崎市特別支援教育推進計画

～ 一人一人の子どものニーズに応じた教育の充実をめざして ～

平成17年 3月

川崎市教育委員会

はじめに

川崎市の障害児教育に対する取組みは、昭和26年の中原小学校の聾学級より始まり、現在市内には聾学校1校、養護学校2校、全小・中学校に子どもの状態に応じた障害種別の障害児学級を設置しています。さらに、言語障害の通級指導教室を各区に1校、情緒障害の通級指導教室を2校に設置、聖マリアンナ医科大学病院内に院内学級を設置して、市内の児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育の場を整えてきました。

国においては、平成7年に「障害者プラン」、平成14年に10ヵ年計画で「新障害者基本計画」が策定されるとともに、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて建物などのバリアフリー化の法整備等、障害者施策の取組みが進められてきました。

このような障害者の施策をめぐる動きとともに、平成15年3月に文部科学省が設置した「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」から「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が報告されました。

これまでの障害の程度等に応じて特別な教育的支援を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図るとともに、その推進体制を整備することの方向が示されました。

川崎市教育委員会は、これまで積み上げた障害児教育の実績を踏まえ、従来の障害児教育の対象だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う、新たな教育の在り方を検討するために、平成15年度、庁内に「特別支援教育プロジェクト」を設置し、川崎市におけるこれまでの障害児教育の成果と課題を整理しました。

平成16年5月には学識経験者、学校関係者、市民、関係部局職員を含めた「川崎市特別支援教育検討委員会」を設置し、「川崎市における特別支援教育の在り方」について、検討を依頼しました。平成16年12月に、川崎市特別支援教育検討委員会より「川崎市における特別支援教育の在り方（まとめ）」として提言を受けました。

本計画は、この提言を受け、聾・養護学校の機能拡充と特色ある学校づくり、小・中学校における特別支援教育の推進、教員の専門性の向上、一貫した相談支援体制の構築について、川崎市として、今後10年間の特別支援教育を推進する方向を明らかにするものです。

平成17年3月

川崎市教育委員会

目次

はじめに	1
川崎市特別支援教育推進計画の基本的な考え方	3
1 推進計画策定の趣旨	3
2 推進計画策定の基本的な考え方	3
3 推進計画の基本方針	4
川崎市の障害児教育の現状と課題	6
1 川崎市の障害児教育の概要	6
2 障害児教育の現状と課題	8
(1) 聾学校	8
(2) 養護学校	9
(3) 小・中学校障害児学級	12
(4) 重複障害児学級(たんぼぼ学級)	13
(5) 通級指導教室	15
(6) 通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の 児童生徒への対応	16
(7) 教員の研修と特殊教育教諭免許状の保有状況	16
(8) 一貫した相談・支援体制	17
川崎市特別支援教育の重点施策と推進計画	19
1 重点施策～4つの柱	19
2 重点施策の主な項目と推進計画	20

資料編

川崎市特別支援教育検討委員会審議経過概要	28
平成16年度川崎市特別支援教育検討委員会設置要綱	30
平成16年度川崎市特別支援教育検討委員会委員名簿	32
川崎市の特別支援教育に関する市民の主な意見(要旨)	33
語句説明一覧表	39

川崎市特別支援教育推進計画の基本的な考え方

1 推進計画策定の趣旨

特別支援教育とは、従来の障害児教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。

本計画は、特別支援教育の基本的な考え方のもとに、今後10年間の特別支援教育の方向と体制整備について策定するものです。それは、本市においてこれまで積み上げた障害児教育の実績を踏まえ、学校や地域ネットワークによる教育活動全体の支援体制の整備を推進していくものです。

2 推進計画策定の基本的な考え方

川崎市が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会です。その実現のため、障害者基本法や障害者基本計画に基づき、ノーマライゼーションの実現に向けて、障害者の社会への参加が推進されてきています。障害のある子どもの社会参加に向けて学校の果たすべき役割は大きいと考えられます。その意味で特別支援教育の理念や基本的な考えが、障害児教育関係者だけではなく、広く市民に理解され、共有されることが大切であると考えています。

平成14年に文部科学省が実施した全国実態調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、LD、ADHD、高機能自閉症等により学習や生活の面で特別な支援を必要としている児童生徒が約6.3%の割合で存在する可能性が示されています。

川崎市においても、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒が通常の学級に在籍し、支援を必要としていると考えられます。

このため、障害のあるすべての児童生徒の視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じて、適切な教育的支援を行う特別支援教育の体制整備を図ることが課題となっています。

特別支援教育を推進するにあたっては、これまで本市の聾・養護学校が蓄

積してきた教育上の経験やノウハウを生かして、地域の小・中学校等への教育的支援を行うセンター的な役割を担っていくことが求められています。

小・中学校においては、学級担任だけではなく学校全体で支援していくことが大切となり、校内支援体制の充実を図ることが求められています。

また、幼児から卒業後までのライフステージを見通した一貫した相談や支援システムの構築のために、学校だけではなく、幼児児童生徒にかかわる福祉、医療、労働等関係機関との連携が必要です。

3 推進計画の基本方針

本市の推進計画の基本方針として、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる生きる力を培う、多様で柔軟な教育を推進します。

また、聾・養護学校や重複障害児学級、小・中学校全校に設置してきた障害児学級など、本市がこれまで積み上げた障害児教育の実績を踏まえ、障害のあるすべての児童生徒が生き生きと豊かに活動できるよう、特別支援教育の体制を整備します。

そのために、川崎市として、一人一人の教育的ニーズに応じて、適切な教育の場を保障することを基本として、次の4つを柱とした施策を総合的に展開します。

- (1) 聾・養護学校の機能拡充と特色ある学校づくり
- (2) 小・中学校における特別支援教育の推進
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 一貫した相談支援体制の整備

ただし、文部科学省中央教育審議会の審議会結果や社会状況の変化、事業の進捗状況等に応じて柔軟に見直し、変更追加を行う場合があります。

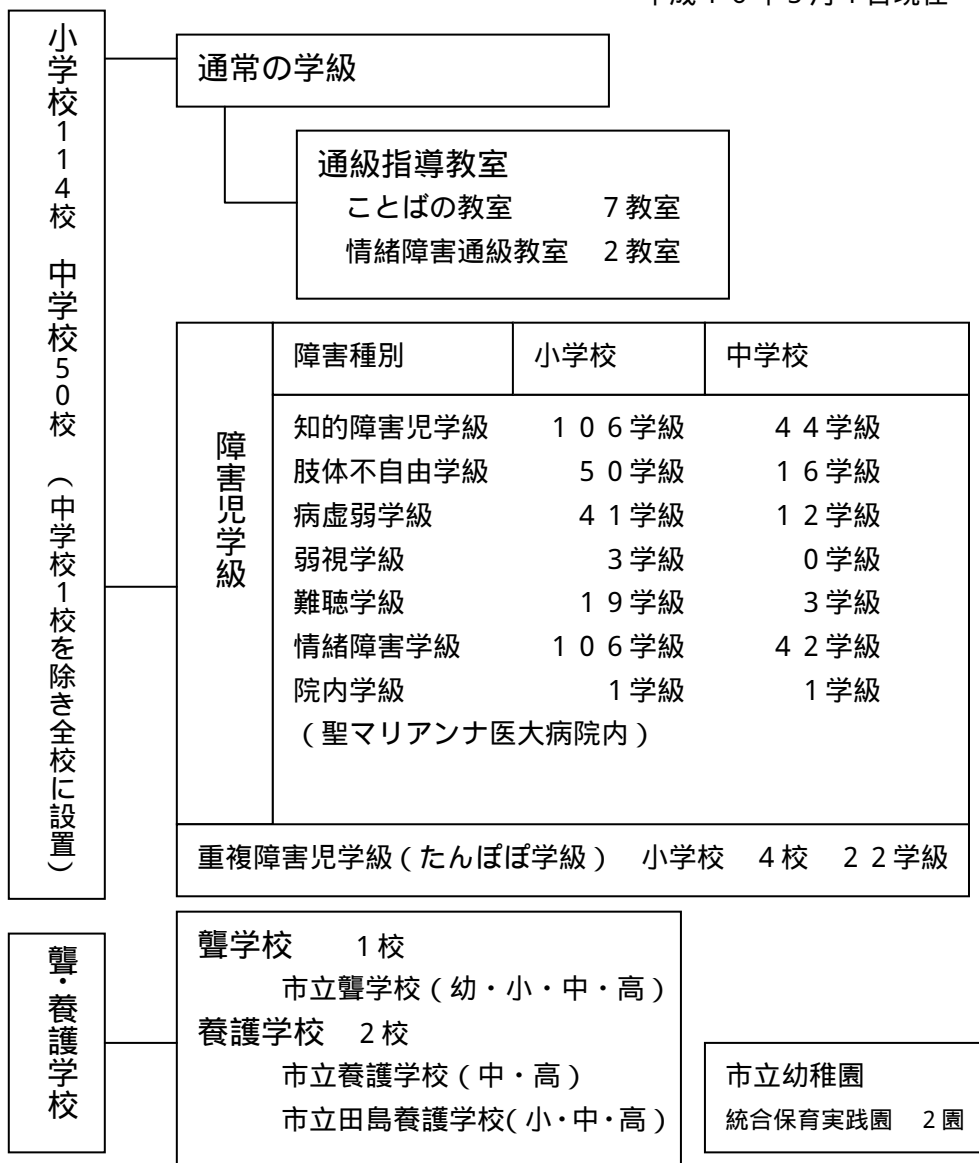
川崎市の障害児教育の現状と課題

1 川崎市の障害児教育の概要

川崎市の障害児教育は、障害のある児童生徒一人一人の可能性を最大限伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる生きる力を培うため、その障害の状態や発達段階、特性などに応じて特別な配慮のもとにきめ細かな指導を行うことを目標としてきました。

そのため、市立聾学校、養護学校を設置するとともに、小・中学校に障害種別の障害児学級を全校に設置し、特に小学校4校には養護学校小学部を補完する指導形態の重複障害児学級(たんぼぼ学級)を設置したほか、市内各区に通級指導教室を設置するなど、一人一人のニーズに応じた教育の実現に向けて取り組んできました。

平成16年5月1日現在



＜聾・養護学校、重複障害児学級（たんぽぽ学級）の配置図＞



通級指導教室の配置図



2 障害児教育の現状と課題

(1) 聾学校

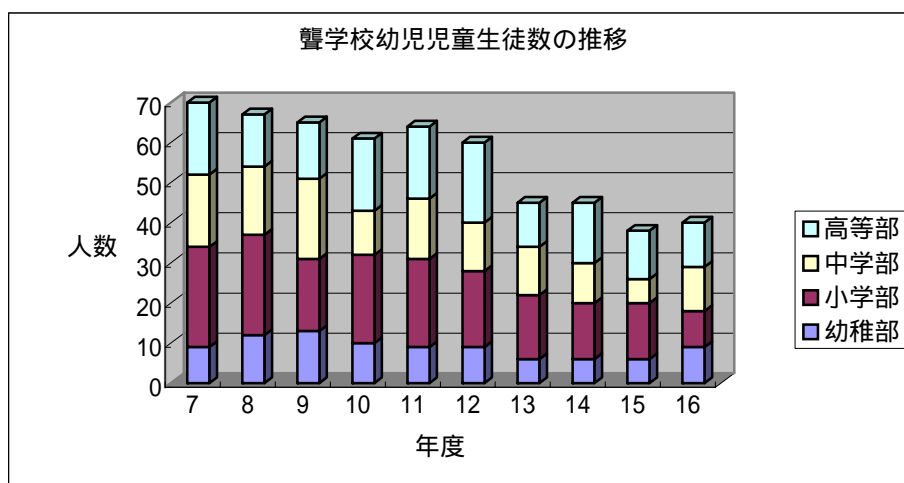
全国的な聴覚障害のある児童生徒数の減少傾向の中にあつて、川崎市立聾学校もここ数年児童生徒が減少傾向にあります。一方、聴覚障害のための教育の場を地域の小・中学校に求める児童生徒が増加している状況もみられます。

このような状況のもと、聴覚障害児者の早期教育の重要性や地域の小・中学校に在籍している児童生徒への支援等々、専門性を生かした聾学校の教育の在り方が求められています。

また、今後、地域のセンター的役割も担っていく必要があります。

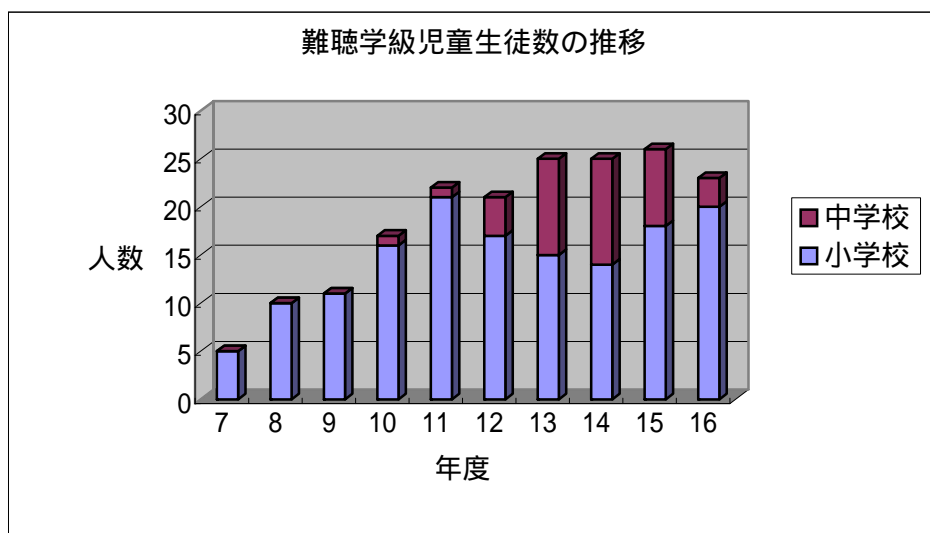
聾学校幼児児童生徒数の推移

年度 学部	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
幼稚部	9	12	13	10	9	9	6	6	6	9
小学部	25	25	18	22	22	19	16	14	14	9
中学部	18	17	20	11	15	12	12	10	6	11
高等部	18	13	14	18	18	20	11	15	12	11
計	70	67	65	61	64	60	45	45	38	40



難聴学級児童生徒数の推移

年度 学校	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
小学校	5	10	11	16	21	17	15	14	18	20
中学校	0	0	0	1	1	4	10	11	8	3
計	5	10	11	17	22	21	25	25	26	23



(2) 養護学校

移動、食事、排泄、衣服の着脱等の生活面で全面的に介助が必要な状態や医療面で配慮が必要なケースを含めた、重複障害のある児童生徒の増加、さらに高等部段階においては、心因性の障害や軽度発達障害のある生徒を含めて、障害の多様化が進んでいます。このような児童生徒の増加に対する市内全域の適正規模の養護学校の配置に向けて、神奈川県と連携をとりながら検討を進めています。

今後、軽度発達障害も含め、高等部では多様化する生徒の教育的ニーズに応じて、教育課程を編成する等の工夫が求められています。

川崎南部にある田島養護学校においては、狭隘のため特別教室を普通教室に転用するなどして、教室の確保等を行ってきましたが、児童生徒の増加により小学部と中・高等部の校舎が離れている現状があります。また、知的障害養護学校でありながら、近くに肢体不自由養護学校がないため、肢体不自由児が数名在籍しており、その中には医療的ケアを必要とする児童生徒が含まれている状況にあります。今後、医療的ケアの整備が急務であり、特に、田島養護学校については、肢体不自由の児童生徒へ対応ができる教育環境の整備が課題となっています。

市立養護学校のある川崎中部には、小・中・高等部設置の知的障害養護学

校としての県立高津養護学校、小・中・高等部設置の肢体不自由養護学校としての県立中原養護学校（知的障害は高等部のみ設置）があります。また、市立大戸小学校には重複障害児を対象とする重複障害児学級（たんぽぽ学級）が設置されています。

しかしながら、この中部には、養護学校やたんぽぽ学級への就学を希望する児童生徒が増加しており、希望者数を受け入れられる就学の場の確保が求められています。

川崎北部には、これまで養護学校が設置されていなかったため、養護学校が教育の場として適切であると思われる児童が市立麻生小学校、稲田小学校の2校のたんぽぽ学級や近隣の学校の障害児学級に在籍しています。

平成18年4月に県立川崎北部方面養護学校が開設されることから、今後一人一人の児童の障害の状態や教育的ニーズに応じた就学の場について考えていくことが求められています。

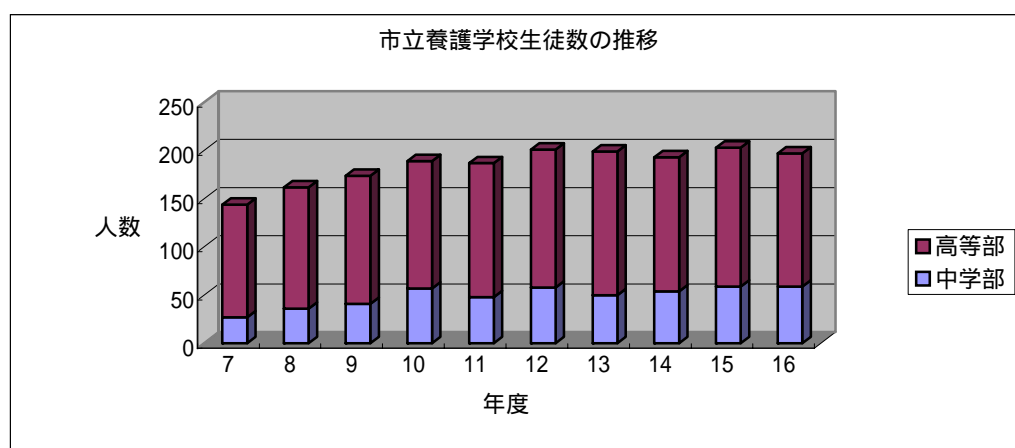
また、それぞれの養護学校は、今後、特別支援学校（仮称）として、地域のセンター的役割を担うことが求められています。

さらに、今後、LD、ADHD、高機能自閉症児等を含めた障害のある生徒を対象とした、社会自立に向けての後期中等教育の必要性も求められています。

以上の点を踏まえ、養護学校の果たすべき新たな役割と今後の在り方の検討が求められています。

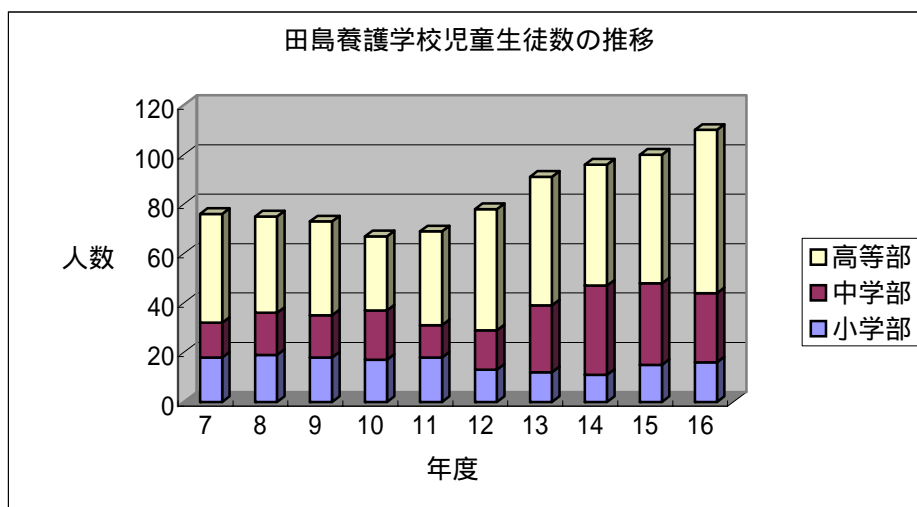
市立養護学校生徒数の推移

年度 学部	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
中学部	27	36	41	57	48	58	50	54	59	59
高等部	117	126	133	132	139	143	149	139	144	138
計	144	162	174	189	187	201	199	193	203	197



田島養護学校児童生徒数の推移

年度 学部	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
小学部	18	19	18	17	18	13	12	11	15	15
中学部	14	17	17	20	13	16	27	36	33	28
高等部	44	39	38	30	38	49	52	49	52	66
計	76	75	73	67	69	78	91	96	100	109



養護学校における重複障害のある児童生徒の増加について

平成6年度児童生徒在籍数

田島養護	単一学級	重複学級	計
小学部	9	8	17
中学部	8	9	17
高等部	41	8	49
計	58	25	83

市立養護	単一学級	重複学級	計
中学部	25	13	38
高等部	88	16	104
計	113	29	142

2校計	171	54	225
-----	-----	----	-----

平成16年度児童生徒在籍数

田島養護	単一学級	重複学級	計
小学部	6	9	15
中学部	13	15	28
高等部	31	35	66
計	50	59	109

市立養護	単一学級	重複学級	計
中学部	20	39	59
高等部	83	55	138
計	103	94	197

2校計	153	153	306
-----	-----	-----	-----

(3) 小・中学校障害児学級

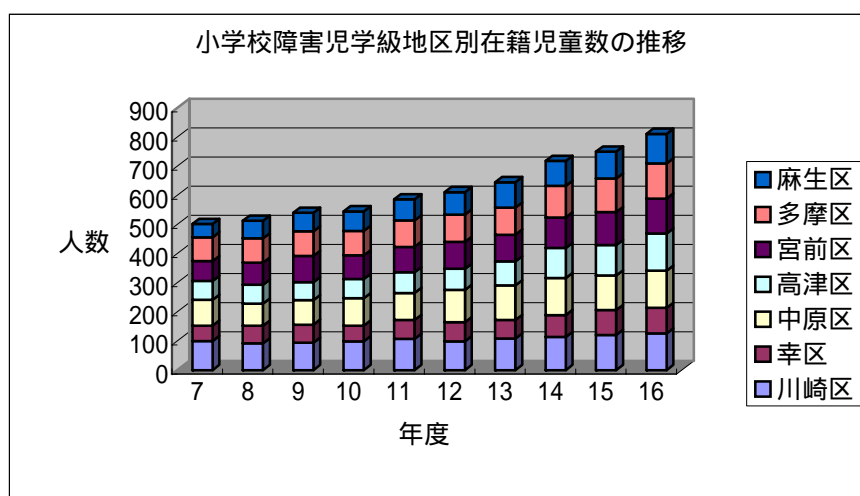
川崎市では小・中学校全校に障害児学級を設置しています。通常の学級との交流をしている児童生徒も多くいますが、ほとんどの時間を障害児学級で学習している児童生徒も在籍しています。

今日、障害児学級において、障害の重度・重複化や軽度発達障害といわれる児童生徒が増加している中、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行うためには、教員の専門性の向上や指導体制、教室の確保等の課題があります。

また、今後、通常の学級に在籍しているLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒についても、その教育的ニーズを探り、ニーズに応じた支援体制を整備する必要があります。そのためには各学校に設置している障害児学級及び通級指導教室(言語障害7教室、情緒障害2教室)の機能を拡充した特別支援教育の在り方を検討する必要があります。

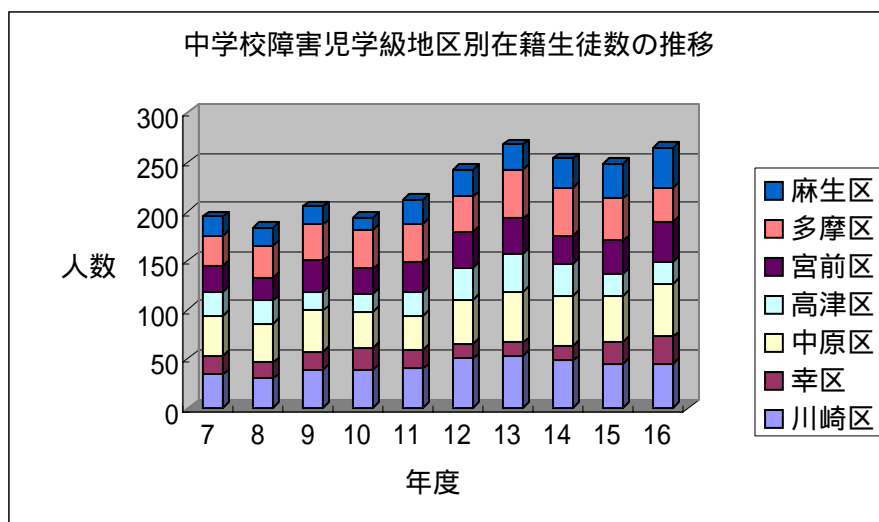
小学校障害児学級地区別在籍児童数の推移

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
川崎区	100	92	94	99	107	99	108	114	121	126
幸区	53	60	62	54	65	65	64	75	85	88
中原区	88	76	84	94	93	111	119	127	119	127
高津区	65	65	62	66	71	73	82	103	104	128
宮前区	68	76	90	81	87	92	92	105	113	120
多摩区	82	83	84	84	91	94	93	108	116	120
麻生区	46	61	64	67	72	77	87	86	92	102
合計	502	513	540	545	586	611	645	718	750	811



中学校障害児学級地区別在籍者生徒数の推移

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
川崎区	34	30	39	39	40	50	54	48	45	45
幸区	20	16	19	22	20	16	13	16	23	28
中原区	40	40	41	37	34	44	51	50	47	54
高津区	24	23	20	19	25	33	39	33	22	22
宮前区	27	24	31	25	29	36	36	29	33	41
多摩区	30	32	37	39	40	36	49	48	43	34
麻生区	20	18	18	13	24	27	26	30	36	41
合計	195	183	205	194	212	242	268	254	249	265



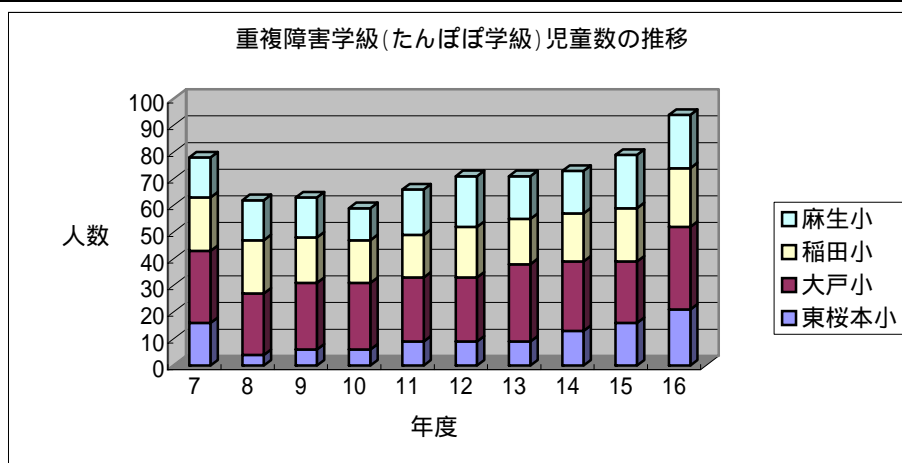
(4) 重複障害児学級（たんぼぼ学級）

市内4校の重複障害児学級（たんぼぼ学級）には、養護学校が教育の場として適切と思われる児童が在籍していますが、その位置づけは障害児学級のため、教員等の配置数や児童の健康・医療面の管理体制が課題となっています。また、重複障害児学級であるため、学区に居住している軽度発達障害の児童は近隣の学校に就学せざるを得ない状況があります。

平成18年度、県立川崎北部方面養護学校が開設されることにより、川崎市南部に市立田島養護学校、中部に市立養護学校、県立高津養護学校、県立中原養護学校、北部に県立川崎北部方面養護学校が設置されることから、改めてたんぼぼ学級の役割と位置づけを見直す時期にきています。

重複障害児学級(たんぽぽ学級)在籍児童数の推移

年度 小学校	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
東桜本小	16	4	6	6	9	9	9	13	16	21
大戸小	27	23	25	25	24	24	29	26	23	31
稲田小	20	20	17	16	16	19	17	18	20	22
麻生小	15	15	15	12	17	19	16	16	20	20
計	78	62	63	59	66	71	71	73	79	94



重複障害児学級(たんぽぽ学級)障害種別在籍児童数

平成16年度5月1日現在

学校名	障害種別	学級数	児童数						計	
			1	2	3	4	5	6		
東桜本小	知的	1	3	2	1			1	1	8
	病弱	1		2						2
	弱視	1		1						1
	情緒	2	4	2	2	1			1	10
	小計	5	7	7	3	1	1	2		21
大戸小	知的	2	4	1			2	6	2	15
	肢体	1	2			1				3
	病弱	1		1						1
	弱視	1	1							1
	情緒	2	4	2	2	1	2			11
	小計	7	11	4	2	4	8	2		31

稲田小	知的	1	1	1	1	1	2	2	8
	肢体	1	1				2	1	4
	病弱	1	1						1
	情緒	2	2	2	3		1	1	9
	小計	5	5	3	4	1	5	4	22
麻生小	知的	1	1		2		3	1	7
	肢体	1	1	1				1	3
	病弱	1				1			1
	弱視	1					1		1
	情緒	1		3	2		2	1	8
	小計	5	2	4	4	1	6	3	20
全市	知的	5	9	4	4	3	12	6	38
	肢体	3	4	1	0	1	2	2	10
	病弱	4	1	3	0	1	0	0	5
	弱視	3	0	1	0	0	2	0	3
	難聴	0	0	0	0	0	0	0	0
	情緒	7	10	9	9	2	5	3	38
合計	22	24	18	13	7	21	11	94	

(5) 通級指導教室

現在、川崎市では通常の学級に在籍しながら、特別な指導を必要とする児童生徒を対象に、各区に1校「言語障害通級指導教室（ことばの教室）」を設置しています。「情緒障害通級指導教室」については市内の中部・北部に各1校を設置していますが、南部においても「情緒障害通級指導教室」を設置することが求められています。

また、通級による指導だけではなく巡回指導への要望もあり、今後、通級指導教室の在り方の検討も課題となっております。

言語障害通級指導教室（ことばの教室）在籍者数

年度	14	15	16
川崎小	27	39	41
御幸小	20	25	36
東住吉小	36	33	40
久本小	21	36	41
宮前平小	35	54	54
三田小	25	31	33
麻生小	27	28	25
全市	191	246	270

情緒障害通級指導教室在籍者数

年度	14	15	16
久本小	—	—	14
菅小	10	10	10

(6) 通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒への対応

文部科学省が実施した全国実態調査では、LD、ADHD、高機能自閉症等と考えられる児童生徒の割合は、全児童生徒の約6.3%となっています。本市においても、これらの児童生徒一人一人の支援方法や内容を具体化する取組みが必要となっています。集団生活を送ることに困難さを示すなど、行動上の問題が顕在化しているケース等が年々増加し、学校教育全体の課題となっています。

平成16年度より各学校において特別支援教育コーディネーターを指名し、校内委員会を設置し、校内体制の充実に取り組んでいるところです。

今後、各学校においても特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援ができるように特別支援教育コーディネーターの養成研修や通常の学級の担任も含めた、特別支援教育に関する教員の研修の充実が急務となっています。

(7) 教員の研修と特殊教育教諭免許状の保有状況

聾・養護学校、障害児学級の教員は幼児・児童生徒の障害の状態等に応じて、教育的ニーズに応える教育を行う必要があることから、より高い専門性が要求されます。

そのために、市総合教育センターにおいて障害児学級等新担任者を対象に計画的に研修を実施してきました。障害児学級等担任に対しては、障害児教育におけるコース別研修を実施しています。今後も教員のライフステージに応じた研修の充実が必要となります。

また、特別支援教育への移行にあたって、教員の専門性や指導力の向上のために、障害児学級担任だけではなく、通常の学級の担任等に対して、LD、ADHD、高機能自閉症等についての研修会が必要となります。現在、市総合教育センターにおいては、センター内での研修会だけではなく、学校の要望に応じて指導主事が学校に出向いての校内研修も行っています。

今後、参加型の研修を多く取り入れるなど、研修の在り方について、検討することが必要となっています。

また、現在、聾・養護学校、障害児学級の教員は特殊教育教諭免許状の保有が義務づけられていませんが、今後、専門性の高い教員の配置、特殊教育教諭免許状の取得の推進が課題となっています。

平成16年度 市総合教育センター研修実施概要

研修講座名	回数	人数	研修の概要
障害児学級等新担任者研修	5	100	個別の指導計画の作成及び活用、アセスメントの読み取りと子どもに応じた指導法、個別の指導計画と評価
軽度発達障害のある子どもの理解と支援	4	150	通常の学級における軽度発達障害の子どもたちに対し、個に応じた学習面や行動面の支援と学級経営の在り方の研修
障害児教育専門研修	6	70	障害のある子どものアセスメント、行動支援、学習支援、国語と算数の教材・指導の工夫
特別支援教育校内研修	50 (校)	1145	校内における特別支援教育についての研修への講師派遣 平成16年度4月～10月の実績
特別支援教育コーディネーター養成研修	7	60	特別な教育的ニーズのある子どもの理解、アセスメントの読み取り、学習支援、行動支援、校内支援体制、個別の指導計画、保護者との教育相談等

その他、ライフステージに応じた初任者研修、近代教育研修、十年経験者研修、教務事務研修、管理職研修においても特別支援教育に関する内容に取り組んでいる。

障害児学級・聾・養護学校における

特殊教育教諭免許状の保有状況 平成16年5月1日現在

学校種	担任数	免許保有者数	保有率%
小学校障害児学級	348	70	20
中学校障害児学級	127	19	15
たんぽぽ学級	33	16	49
聾学校	43	28	65
市立養護学校	105	45	43
田島養護学校	74	31	42

(8) 一貫した相談・支援体制

現在は、障害児学級及び養護学校入学希望者に対して市総合教育センターが主として教育相談・就学相談を実施しています。また、学校、保護者の要望により適宜教育相談を行っていますが、近年、LD、ADHD、高機能自閉症等の軽度発達障害にかかわる相談が増加している状況です。

今後、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒（文部科学省の調査では、通常の学級の6.3%）を含めると、相談の件数は増加すると思われます。

このような現状を踏まえ、障害のある児童生徒の視点に立って、一人一

人の教育的ニーズに応じた適切な教育相談・就学相談を進めるための「適正指導委員会」の役割や就学の考え方を明確にしていくことが求められています。就学にあたっては、教育、福祉（地域療育センター等）、医療等が連携した体制の整備が必要となります。

また、関係機関の横断的ネットワークをつくり、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制づくりを行う必要があります。

主訴別新規来所相談件数

年度	10	11	12	13	14	15	合計
知能・学業	42	38	52	59	75	109	375
性格・行動	15	22	32	47	49	77	242
進路・適性	274	321	314	314	289	318	1830
身体・神経	4	13	21	13	10	26	87
他			5	21	22	25	73
合計	335	394	424	454	445	555	2607

障害別新規来所相談件数

年度	10	11	12	13	14	15	合計
知的障害	127	160	183	201	179	185	1035
視覚障害	3	3	3	3	1	1	14
聴覚障害	6	8	11	9	6	8	48
言語障害	0	4	4	2	1	0	11
病虚弱	14	12	7	8	12	12	65
肢体不自由	22	26	17	18	21	22	126
情緒障害	18	23	31	40	70	116	298
自閉	58	61	71	20	8	19	96
学習障害			22	16	14	20	72
A D H D			25	39	38	40	142
その他	69	83	33	23	12	17	237
合計	335	394	424	454	445	555	2607

平成10、11年度の-はこの項目で統計を取っていない。

川崎市特別支援教育の重点施策と推進計画

1 重点施策～4つの柱

(1) 聾・養護学校の整備

聾学校については、聴覚障害教育の充実を図るとともに、専門性を生かして早期教育、通級による指導、巡回指導等を行い、本市の聴覚障害教育のセンター校としての役割を担うよう体制の整備を図ります。

養護学校については、今後、それぞれの地域の県立、市立養護学校の整備状況を勘案しながら、総合的な養護学校として整備を進めます。現在、肢体不自由児が在籍している田島養護学校においては、医療的ケアについて、早期に体制整備を図ります。

また、養護学校もその専門性を生かし、地域のセンター的役割を担うよう体制の整備を図ります。

聾・養護学校に在籍する児童生徒の居住地交流を進めていきます。

さらに、軽度発達障害等の生徒の社会自立を目指すための後期中等教育の場として、高等養護学校等の設置を検討します。

(2) 小・中学校における特別支援教育の体制整備

従来の障害児学級に在籍する児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍する、LD、ADHD、高機能自閉症児等への適切な支援を行うために、教育的ニーズに応じた多様な形態の通級できる特別支援教室（仮称）を設置の方向で研究を進めます。

各学校における特別支援教育の推進のために、校内支援体制づくりを行うとともに、通級指導教室の専門性の活用及び巡回相談システム等の整備を進めます。

重複障害児学級（たんぽぽ学級）については、4校の状況が異なるので、それぞれの学級ごとに養護学校の整備状況を勘案しながら、特別支援教室（仮称）が養護学校の小学部の分校又は分教室として検討していきます。

(3) 教員の専門性の向上

教員の専門性の向上に向けて、演習型研修や現場研修等の参加型研修、専門家と連携した研修等、より良い研修スタイルを検討し、研修の充実を図ります。

(4) 一貫した相談支援体制

重度・重複化、多様化する障害に適切に対応するために、教育、医療、心理学等の観点から、より専門的な審議ができるよう市就学指導委員会（現障害児適正指導委員会）の役割や就学基準の明確化を図ります。

また、教育、福祉、保健、医療、労働等が一体となって、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援体制の整備を図ります。

2 重点施策の主な項目と推進計画

(1) 聾・養護学校の整備

聾学校は、聴覚障害教育の充実を図るとともに、専門性を生かして早期教育、通級による指導、巡回指導等を行い、本市の聴覚障害教育のセンター校としての役割を担うよう体制の整備を図ります。

聴覚障害教育の高い専門性を生かして、0歳から2歳児を対象とした相談体制の充実を図るとともに、専門的な指導を必要とする児童生徒のための通級指導教室の設置、市内の幼・小・中・高等学校に在籍している幼児児童生徒及び担当教員への巡回相談・指導、地域の子ども、保護者、教員への相談体制の充実を図り、本市の聴覚障害教育のセンター的役割を積極的に果たすよう体制を整えます。

また、一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程の編成を進めます。聴覚障害のある生徒の高等部卒業後の進路指導については、社会の情勢の変化や、生徒や保護者の希望の多様化により、現在行っている聾学校での進路指導の実績に加え、IT技術の習得等、職域の拡大や進学を含めた進路指導の内容等を検討し、教育課程の充実をさらに進めます。

項目	H17	H18	H19	H20～26
通級指導教室の機能拡充	巡回指導の試行	実施	→	見直し
センター的役割	実施	→	→	見直し

養護学校は、今後、総合的な養護学校として整備を進めます。

現在、肢体不自由児が在籍している田島養護学校においては、医療的ケアについて、体制整備を図ります。

また、専門性を生かし、地域のセンター的役割を担うよう体制の整備を図ります。

養護学校を将来的には総合的（知・肢併置）養護学校として整備し、県立の養護学校とともに、障害のある児童生徒ができるだけ地域の養護学校で教育が受けられるように整備してまいります。

田島養護学校は、現在、肢体不自由児が在籍している現状であることから、知・肢併置養護学校とし、医療的ケアができる体制を整えます。

市立養護学校は、増加している中部の障害のある児童の適切な教育の場として、小学部を分校又は分教室として設置するよう検討を進めます。

また、幼・小・中・高等学校の教員対象の研修、子どもや保護者、教員への教育相談、各学校への巡回相談・指導等、県立養護学校との連携を図りながら、地域の特別支援教育のセンター的役割を積極的に果たすよう体制を整えます。

項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H20 ~ 26
田島養護学校の整備	医療的ケアの調査研究	試行	→	見直し
	整備についての検討	→	→	→
市立養護学校の整備			小学部設置の研究	検討
センター的役割	実施	→	→	見直し

軽度発達障害のある生徒の社会自立を目指すための後期中等教育の場として、高等養護学校等の設置を検討します。

従来、養護学校高等部で受け入れていた軽度発達障害のある生徒の後期中等教育を一層整備し、進路相談や就労支援の充実を図ることは、社会自立を目指す生徒にとっては必要です。今後、高等養護学校等の設置の方向で検討を進め、後期中等教育の場の整備を図ります。

項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H20 ~ 26
後期中等教育の場の整備			調査研究	検討

聾・養護学校に在籍する児童生徒の居住地交流を進めます。

障害のある児童生徒が聾養護学校に在籍し、教育的ニーズに応じた教育を受けることは大切です。しかし、地域で生きるという視点から、本人や保護者のニーズに応じて、地域の学校での学習を受ける機会を保障することは必要です。そのために、聾・養護学校では在籍する児童生徒と保護者、学区の小中学校と連携を図りながら、居住地交流を進めます。

項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H20 ~ 26
居住地交流の実施	調査研究・試行	試行	→	実施

(2) 小・中学校における特別支援教育の体制整備

従来の障害児教育の対象だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握して、適切な教育的支援を行うために、教育的ニーズに応じた多様な形態の通級できる特別支援教室（仮称）を設置の方向で研究を進めます。

特別支援教育は、従来の障害児教育の対象だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、適切な教育的支援を行うものです。一人一人の教育的ニーズに応じて、適切な支援を行うために、1日の多くを過ごす児童生徒対象の固定的な教室、数時間通級してくる児童生徒を対象とする校内通級の教室等、多様な形態の通級できる特別支援教室（仮称）を設置する方向で研究を進めます。

項目	H17	H18	H19	H20～26
特別支援教室（仮称）の設置	調査研究	モデル校での研究	モデル校での試行	見直し

各学校における特別支援教育の推進のために、校内支援体制づくりを行うとともに、通級指導教室の専門性の活用及び巡回相談システム等の整備を進めます。

特別支援教育の推進のために、市総合教育センターにおいて特別支援教育コーディネーターを対象として養成研修を行います。各学校は、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を設置し、支援方針を決め、支援体制を作るとともに、校内就学指導委員会の充実を図ります。

また、各学校に在籍しているLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒への支援体制として、各区に設置している通級指導教室（言語障害、情緒障害）を拠点校とし、専門性を有する教員及び巡回相談員等を配置するなど、教育相談及び巡回相談システムの整備を進めます。

項目	H17	H18	H19	H20～26
校内委員会の体制整備	研究協力校指定 115校/168校	→ 168校/168校	見直し	
巡回相談システム	巡回指導員配置 市内4名（ブロックごと） 巡回相談員派遣 年間180回	→	→	見直し
		→	→	見直し
通級指導教室の機能拡充	調査研究	試行	→	見直し

重複障害児学級（たんぽぽ学級）については、4校の状況が異なるので、それぞれの学級ごとに養護学校の整備状況を勘案しながら、特別支援教室（仮称）か養護学校の小学部の分校又は分教室とする方向で検討していきます。

重複障害児学級（たんぽぽ学級）は、4校のたんぽぽ学級において児童数や障害種、障害の状態像等が異なります。たんぽぽ学級は、障害児学級

(75条学級)でありながら、重複障害のある児童を対象とした学級であるため、障害児学級を希望する学区の児童が入級できず、近隣の学校に通わざるを得ない状況があります。また、障害児学級(75条学級)のため、職員配置基準が障害児学級と同様であり、指導に苦慮している状況です。

平成18年4月に県立川崎北部方面養護学校が開校されると、川崎市北部に県立の知・肢併置の養護学校、中部に市立養護学校(知的)、県立中原養護学校(肢体)と県立の高津養護学校(知的)、南部に市立田島養護学校(知的)(田島養護学校を知・肢併置養護学校として整備していく。)となり、住まいに近い養護学校に通うことが可能となります。

今後、養護学校の役割を明確にしなが、状況の異なる4校のたんぼぼ学級ごとに特別支援教室(仮称)とするのか、養護学校の分校あるいは分教室とするのか検討を進めていきます。

川崎市北部は、県立川崎北部方面養護学校が開校するにあたり、近隣にある市立麻生小学校のたんぼぼ学級の在り方についての検討が必要です。

川崎市中部は、障害のある児童が増加している状況があるため、市立養護学校の小学部としての分校又は分教室とする方向で検討していきます。

項目	H17	H18	H19	H20~26
麻生小学校	検討	→	特別支援教室(仮称)への移行	特別支援教室(仮称)(H25)
稲田小学校 大戸小学校 東桜本小学校			特別支援教室(仮称)又は養護学校小学部へ移行の研究	→

(3) 教員の専門性の向上

教員の専門性の向上に向けて、演習型研修や現場研修等の参加型研修、専門家と連携した研修等、より良い研修スタイルを検討し、研修の充実を図ります。

従来の障害種のみならず、LD、ADHD、高機能自閉症等の障害の理解と適切な支援ができるように、全教職員の研修及び専門性の高い特別支援教育コーディネーターの養成研修を行うとともに、専門家、専門機関との連携を図りながら研修の方法を工夫するなど、研修の充実を図ります。

項目	H17	H18	H19	H20~26
障害児教育の専門性を高める研修	「障害児学級等新担任者研修」実施 「障害児学級等新担任者二年目研修」実施	→	見直し	実施
	「障害児教育専門研修」実施	→	見直し	実施

特別支援教育コーディネーター養成研修	幼稚園、小・中学校、高等学校、聾・養護学校で実施	実施 見直し	実施	実施
通常学級における特別支援教育にかかわる研修	「軽度発達障害の理解と支援」実施 「特別支援教育校内支援研修」実施	→	見直し	実施

(4) 一貫した相談支援体制と広域的な支援体制の整備

重度・重複化、多様化する障害に適切に対応するため、教育、医療、心理学等の観点から、より専門的な審議ができるよう市就学指導委員会（現障害児適正指導委員会）の役割や就学基準の明確化を図ります。

また、教育、福祉、保健、医療、労働等の関連機関の連携によって、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援ができる体制の整備を図ります。

一貫した相談支援体制を踏まえた就学指導（相談）を行うために、就学基準の明確化を含め、就学相談のシステムや市就学指導委員会（現障害児適正指導委員会）の機能について検討します。また就学先の調整だけでなく、就学後に向けての教育的支援の移行がスムーズに行われるための関連機関の連携システムの構築が必要です。

本市では、就学前の障害児に対する療育機関として、地域療育センターが南・中・北3箇所を整備されており、教育と療育との情報交換等により就学相談が円滑に行われてきています。また、卒業後の進路等については各養護学校と健康福祉局等と連携を図り、一人一人に応じた指導や支援を行っています。

今後、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導を行うために、幼稚園、保育園、地域療育センター等における就学前の指導記録や療育計画を就学後の個別指導計画に活用するなど、継続した支援を行うために一層の連携を進めます。

また、障害のある児童生徒一人一人の就学前から学校卒業後までの一貫した支援を進める「個別の教育支援計画」作成のために、教育・福祉・保健・医療・労働等、関連機関の横断的なネットワークによる支援体制づくりを進めます。

項 目	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H20～26
市就学指導委員会の機能と就学基準			検討	→
関係機関の連携システムの整備 < (仮) 特別支援連携協議会 >	調査研究	検討	実施	見直し
個別の教育支援計画作成	聾・養護学校実施	→	→	見直し
	小・中学校調査研究	小・中学校の特別な支援を必要とする児童生徒について 試行	実施	見直し

資料編

川崎市特別支援教育検討委員会審議経過概要	28
平成 16 年度川崎市特別支援教育検討委員会設置要綱	30
平成 16 年度川崎市特別支援教育検討委員会委員名簿	32
川崎市の特別支援教育に関する市民の主な意見（要旨）.....	33
語句説明一覧表	39

川崎市特別支援教育検討委員会審議経過概要

検討委員会

回	実施月日	検討事項	主要検討内容
第1回	平成16年 5月28日	川崎市における特別支援教育の考え方(中間まとめ)について 川崎市の障害児教育の現状について 平成16年度川崎市教育委員会の障害児教育関係の施策について 検討項目と日程について 専門部会設置について	・川崎市の障害児教育の現状と課題について ・平成16年度特別支援教育体制充実事業について ・検討項目について ・各委員の意見交換
第2回	7月22日	川崎市における特別支援教育の在り方について	・聾・養護学校の在り方について ・小・中学校の全体的・総合的な特別支援教育の推進について
第3回	8月25日	川崎市における特別支援教育の在り方について	・聾養護学校の在り方について ・小中学校の全体的・総合的な特別支援教育の推進について ・(仮)特別支援教室の在り方について
第4回	10月26日	川崎市における特別支援教育の在り方について(まとめ案)の検討	

第1専門部会

第1回 7月16日	特別支援教育体制充実事業の今後の在り方について 障害児学級の今後の在り方 通級指導教室の方向性について 重複障害児学級の形態のありかたについて 教員の養成・研修について	・校内支援体制の課題について ・個別の指導計画について ・研修の在り方について ・中学生への配慮について ・学級の名称について ・通級指導教室の他校通級、巡回相談の在り方について
--------------	--	--

第2回 9月7日	通常級に在籍する軽度発達障害の 児童生徒への支援の取り組みにつ いて 通級指導教室の在り方について (仮)特別支援教室の在り方につ いて	<ul style="list-style-type: none"> ・通常級の教員の研修の必要性 ・個別の教育計画について ・専門家チームなどのサポート体制 について ・通級指導教室の対象や内容の明確 化について
-------------	---	---

第2部会

第1回 7月2日	特色ある聾・養護学校の整備につ いて センター的役割を担う地域の中核 的機関としての位置づけについて	<ul style="list-style-type: none"> ・聾学校の早期教育の充実、通級に よる指導の計画について ・肢体不自由部門のある養護学校、医 療的ケアへの対応を検討 ・聾・養護学校の支援地域の設定に ついて ・移行支援としての職業教育と進路 指導について ・地域支援部の役割について ・居住地交流について ・小・中・高との交流促進について ・公開講座について ・指導方法や教材などの情報提供に ついて
第2回 8月22日	聾・養護学校のセンター化につい て 医療的ケア研究会の実施について 居住地交流について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援についての課題の整理 ・聾学校の専門性を生かした支援の 方法について ・広域特別支援連携協議会につい ての課題について ・医療的ケアの調査研究協議会の設 置について ・居住地交流や学籍について

平成 16 年度川崎市特別支援教育検討委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、平成 15 年 3 月「今後の特別支援教育の在り方について」(最終報告)を受けて、かわさき教育プランの一分野として、川崎における特別支援教育の体制整備を検討するための、川崎市特別支援教育検討委員会(以下「検討委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 今後の川崎市の特別支援教育の基本方針
- (2) 特別支援教育を推進する上での教育システムの見直し及び人材育成計画
- (3) 施設の整備計画

(組織)

第 3 条 検討委員会の委員は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) P T A 代表
- (3) 市民代表
- (4) 障害児者団体代表
- (5) 聾・養護学校校長代表
- (6) 小学校校長代表
- (7) 重複障害児学級設置校代表
- (8) 中学校校長代表
- (9) 教職員組合代表
- (10) 総合企画局企画部企画調整課長
- (11) 財政局財政部財政課長
- (12) 健康福祉局障害保健福祉部療育福祉課長
- (13) 教育委員会総務部企画課長
- (14) 教育委員会職員部教職員課長
- (15) 教育委員会施設部管理課長
- (16) 教育委員会学校教育部指導課長
- (17) 総合教育センター障害児教育研究室長

(委員)

第 4 条 検討委員会の委員は教育長が委嘱する。

- 2 検討委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

- 3 検討委員会の委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 4 委員長は検討委員会の議長を務め、検討委員会を代表し会務を総括する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 6 検討委員会は必要に応じて関係者を招致し、意見を聴取することができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討委員会)

第6条 検討委員会は委員長が招集する。ただし、第1回は教育長が招集する。

- 2 検討委員会は委員の半数以上の出席をもって成立する。

(専門部会)

第7条 検討委員会に、専門の事項を調査研究するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は川崎市教育委員会学校教育部指導課に置く。

附 則

この要綱は平成16年5月から実施する。

平成16年度特別支援教育検討委員会委員名簿

出身	所 属	氏 名
学識経験者	独立行政法人国立特殊教育研究所 名誉所員	宮寄 直男
	独立行政法人国立特殊教育研究所 主任研究官	菅井 裕行
市民	社団法人日本自閉症協会 川崎市支部長	増田 直子
	川崎市PTA協議会 書記	長谷川 千秋
	保護者代表（聾学校PTA会長）	三浦 恵美
	保護者代表（田島養護学校PTA会長）	徳永 勝仁
学校関係者	川崎市立小学校校長会代表	渡邊 希一
	重複障害児学級設置校長会代表	誉田 鉄雄
	川崎市立中学校教育研究会障害児教育 部会長	本告 一生
	聾養護学校長代表	江幡 正継
職員	教職員組合教文部長	加藤 弘行
行政関係者	総合企画局企画調整課長	瀧崎 雅介
	財政局財政課長	山崎 茂
	健康福祉局療育福祉課長	石井 和明
	教育委員会総務部企画課長	市川 浩二
	教育委員会施設部管理課長	安井 天壽
	教育委員会職員部教職員課長	手呂内 安雄
	教育委員会学校教育部指導課長	石川 敏廣
総合教育センター障害児教育研究室長	中島 慎一	

事務局

教育委員会学校教育部指導課主幹	澤田 妙子
教育委員会学校教育部指導主事（障害児教育担当）	巴 好子
教育委員会学校教育部指導課障害児教育係長	熊谷 道広
教育委員会学校教育部指導課主査	川合 健一

川崎市の特別支援教育に関する市民の主な意見(要旨)

1 基本的な考え方について

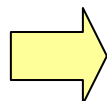
<意見>

ノーマライゼーションの理念に基づいた川崎市の基本理念を明らかにしてほしい。

特別支援教育の理念は理解できるが、人的・財政面の条件整備が必要である。

教員の増員が無理であれば、ボランティアを積極的に受け入れてほしい。

軽度発達障害の子どもが中心に議論され、肢体・知的障害や重度障害の子どもが置き去りにされていないか不安である。



<市の考え方>

・ノーマライゼーションの理念に基づいた特別支援教育の基本理念につきましては、推進計画の中に明記しております。

・特別支援教育の具体的な事業の実施にあたっては、優先順位を明確にしながら、必要な予算の確保に努めてまいります。

・ボランティアの受け入れにつきましては、現在、大学や関係機関等と連携をとりながら推進しているところではありますが、今後とも、ボランティア受け入れについて広く広報に努めてまいりたいと考えております。

・特別支援教育とは、肢体・知的障害や重複障害等の子どもたちとともに、従来、障害児教育の対象とされていなかった通常級で学ぶLD、ADHD、高機能自閉症等の子どもたちも視野に入れ、特別な教育的ニーズに応じた支援を行うというものです。

2 聾・養護学校の整備について

< 意見 >

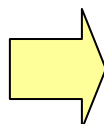
田島養護学校の今後の在り方を明確にしてほしい。

南部に肢体不自由の学校がないので田島養護学校を早期に知・肢併置にし、医療的ケアも受けられるようにしてほしい。

軽度発達障害の生徒の自立のため、高等養護学校を早急に整備してほしい。

障害児の後期中等教育の場については、高等学校について触れるべきである。

聾・養護学校に在籍する児童生徒について、地域の小中学校の児童との居住地交流や、副学籍、支援籍等について検討すべきである。



< 市の考え方 >

・田島養護学校については、現在肢体不自由の児童生徒が在籍しておりますので、今後、知・肢併置の養護学校として整備する方向で研究・検討してまいります。

・医療的ケアについては、平成 16 年度に医療的ケア調査研究会議を設置し、平成 17 年度には具体的に進めるための検討を始めます。

・軽度発達障害の生徒の教育の場の研究を進め、高等養護学校等の設置について検討を行います。

・障害児の後期中等教育の場としての高等学校については、研究課題とさせていただきます。

・居住地交流については、地域の小中学校と連携を図りながら、調査研究を進めてまいりたいと思います

3 小中学校における特別支援教育の体制整備について

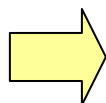
< 意見 >

障害種別による障害児学級をなくさないでほしい。

障害児は通常の学級の中で学べるようにしてほしい。

軽度発達障害の子どものいる学級は 30 人までにするなどの配慮が必要である。

巡回相談・指導の回数を増やしてほしい。



< 市の考え方 >

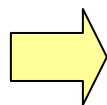
- ・現在、中央教育審議会において、特別支援教育についての制度改正の審議がされており、国の制度改正の動きを見据えて、川崎市における特別支援教室のあり方を考えてまいりたいと思います。
- ・一人一人の教育的ニーズに応じることができるよう、通常の学級を含めて、多様な形態で学べる特別支援教育を検討してまいりたいと考えております。
- ・教職員の配置については標準法に基づく県の基準によって定数が配当されておりますので、今後の人員配置を含めて制度改正の動向をみながら、検討してまいりたいと考えております。
- ・巡回相談の体制整備については、現在行っている巡回相談員の派遣のほか、巡回指導員の配置や聾・養護学校の地域支援部による相談体制の充実など様々な方策を考えているところです。

< 意 見 >

通級指導教室の拠点校化は理解できるが、その位置付けや役割が明確でない。

たんぼぼ学級の良さを残すためには、小学校に併設する養護学校にすべきである。

たんぼぼ学級が特別支援教室になると、学区外の子どもが転校させられないか、バスの運行がなくならないか、介助員が減員にならないかなど、不安である。



< 市の考え方 >

・将来的には、区単位で相談・指導ができるよう総合教育センターの分室的な機能を整備し、専門職や指導員の配置を検討してまいりたいと考えております。

・たんぼぼ学級の今後の在り方につきましては、平成18年4月に県立川崎北部方面養護学校が開設される予定ですが、それに伴い市内にある県立養護学校、市立養護学校の整備状況を勘案しながら、各たんぼぼ学級ごとに、特別支援教室（仮称）にするか、養護学校の分校または分教室にするか検討してまいりたいと考えております。

小学校に併設ができるかどうかは、今後の児童生徒数の動向と学校施設の条件が充たすことができるかを検討し、具体的な計画を立ててまいります。

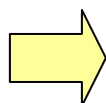
・たんぼぼ学級が特別支援教室に移行する場合は、児童生徒や保護者、一人一人のニーズをお聞きしながら、転校の可能性やバスの運行、介助員の配置などについて、不安のないよう、移行のスケジュールを明らかにしながら、検討してまいりたいと考えております。

4 教員の専門性の向上について

< 意見 >

特殊教育教諭免許の取得の義務付けにより、教員の資質の向上を図ってほしい。

教員の専門性や資質の向上のため、研修を充実すべきである。



< 市の考え方 >

・教育職員免許法附則第 16 項「小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間、…盲学校、聾学校又は養護学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる」があり、教員として任用されるためには特殊教育免許状取得は義務付けされておられません。教員の研修について充実してまいりたいと考えております。

・通常の学級にLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒が在籍しておりますので、教職員全体の研修が必要となります。教員の専門性の向上に向けて、講義形式の研修だけではなく、演習型研修や現場での参加型研修、専門家と連携した研修等、より良い研修スタイルを検討してまいります。

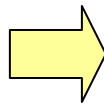
5 一貫した相談支援体制と広域的な支援体制の整備について

< 意見 >

細分化された機関の連携は行政でしかできないので、一貫した相談支援体制を作ろうとする動きは評価できる。

就学先の選択については本人と保護者の意思を尊重してほしい。

軽度発達障害を早い段階で発見できるように、検診制度を充実させてほしい。



< 市の考え方 >

- ・障害のある児童生徒一人一人の、就学前から学校卒業後のライフステージを見通した一貫した支援を行うために「個別の教育支援計画」の作成を進めます。
- ・就学については、各学校、地域療育相談センターや総合教育センターにおいて教育相談を行います。現在も保護者と相談を重ねながら就学に向けて取り組んでおりますが、今後も一貫した相談支援体制の中で本人や保護者の立場を最大限に尊重しながら、共に考えてまいりたいと考えております。また就学先の調整だけではなく、就学後に向けて教育的支援がスムーズに移行できるようなシステムの整備に努めます。
- ・保健福祉センター、地域療育センターと連携を図りながら、軽度発達障害の早期発見について努めてまいりたいと考えております。

語句説明一覧表

語句	最初に出てくるページ	説明
新障害者基本計画	1	国が、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成15年度から24年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めた計画。
ノーマライゼーション	1	障害のある者もない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することができる社会を目指す理念。
LD（学習障害）	1	全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態のこと。
ADHD（注意欠陥/多動性障害）	1	不注意及び多動性・衝動性を主要な症状とする行動の障害で、社会生活や学校生活を営む上で支障が認められる。
高機能自閉症	1	自閉症に属する発達障害の一つ。知的発達に遅れはないが、相手の気持ちや反応を読むことが苦手、一方的な会話、交友関係作りや変化への対応が苦手、特定の関心事に執着するなどの支障が認められる。
全国実態調査	2	平成14年2月、全国5地域の公立小学校及び中学校の通常の学級に在籍する児童生徒41,579人を対象として実施。調査結果は、担任等による回答に基づくもので、医師による診断を基にした割合を示すものではない。
特別支援連携協議会	4	文部科学省の特別支援教育推進モデル事業で提唱されている、地域における総合的な教育的支援のための有効な教育、福祉、医療等の関係機関の連携協力を確保するための仕組みで、特別支援教育の推進体制を促進するため企画・調整・支援等を行うための部局横断型の連携協議会。

重複障害児学級 (たんぼぼ学級)	4	川崎市が養護学校義務化前の、昭和 44 年、未就学児をなくす要望から独自に設置した。養護学校とほぼ同じ教育を行いながら、小学校と同一運営されている障害児学級。市内の小学校 4 校に設置されている。
通級指導教室	4	通常の学級に在籍しながら、特別な指導を必要とする児童生徒を対象に、教育活動の一部を通級により指導する教室。本市にはことばの教室(言語障害通級指導教室)7 教室、情緒障害通級指導教室 2 教室を設置している。 いずれの教室にも専門的な研修を受けた教員が配置されており、その専門性を生かして、地域の小・中学校へ巡回相談・指導を行う通級教室の機能の拡充を検討している。
校内委員会	4	校長、教頭、担任教師、その他必要と思われるもので構成し、児童生徒の問題状況の早期発見と学習面、生活面からの実態把握や校内での適切な理解と具体的に支援の推進を図る組織。
特別支援教室(仮称)	4	特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、個々のニーズに応じた適切な教育を行うために小・中学校に設置する教室のこと。
特別支援教育コーディネーター	4	学内または福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口の役割を担い、校内委員会の中心的な企画運営を行う教員のこと。
センター的役割	4	盲・聾・養護学校がこれまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域の小・中学校へ教育相談や巡回相談、研修、教材・教具の貸し出しや紹介などの教育的支援を行うこと。校内に設置した地域支援部等は、その支援地域との連携の窓口として活動する。
専門家チーム	4	学校からの申し出に応じて、LD、ADHD、高機能自閉症か否かの判断と対象となる児童生徒への望ましい教育的対応について専門的な意見の提示や助言を行う。医師、心理士、LD教育士、教員からなり、総合教育センター内に設置している。

巡回相談員	4	児童生徒一人一人のニーズを把握し、児童生徒が必要としている支援の内容と方法を明らかにするために、担任、コーディネーター、保護者などの児童生徒の支援を実施する者の相談を受け、助言する。現在、本市ではLD教育士が巡回している。
医療的ケア	8	学校生活において医療的ニーズのある児童生徒に対する吸引（口やのどに痰、食物等がたまって自力で排痰が難しいとき吸引することが必要となる。気管切開で管理を受けている子どもでは、気管カニューレを通しての吸引が必要）、経管栄養（経口的な食事摂取が困難な場合に管を用いて水分や栄養物を直接胃に送る）、導尿（尿道からカテーテルを挿入し、膀胱内の尿を排出すること）等の特別な配慮のこと。
特殊教育教諭免許状	15	障害児教育にかかわる特別免許状の総称。特別免許状には盲学校教諭、聾学校教諭及び養護学校教諭免許状等がある。教育職員免許法附則第16項「小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間、・・・盲学校、聾学校又は養護学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる」の規定があり、教員として任用されるためには特殊教育免許状取得は義務付けがされていない。
就学指導委員会(現障害児適正指導委員会)	17	教育委員会では、就学前の健康診断や保護者に対する教育相談を行った後、障害のある児童生徒に対しては、医師、教員、福祉施設職員等各方面の専門家からなる就学指導委員会において医学的、心理学的、教育的な観点から総合的な検討を行ない、保護者の意向を尊重しながら、就学すべき学校の決定を行っている。
高等養護学校	19	軽度の知的障害の生徒を対象とした高等部のみを設置した養護学校。職業科の設置等、主に職業教育、進路指導の充実を目的としている。定員枠が定められており入学選考が行われる。

居住地交流	2 0	盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中学校に、児童生徒や保護者の意向に応じて通知を出し、在籍校と居住地校が学校の実情に応じて、年間を通じた交流について相談し、在籍校で個別教育計画をもとに交流計画を作成し、教員や保護者が付き添うなどして交流を進めること。
個別の教育支援計画	2 4	障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、言語障害、情緒障害、LD、ADHD、高機能自閉症等を対象の範囲とする。定期的な計画の修正や見直しを保護者等と行うことや次の学年、学校に引き継ぐ資料として位置づけている。
個別の移行計画	2 5	職業教育や進路指導の充実を図るとともに、生徒一人一人の社会参加・自立を支援するため、学校と労働機関、企業、福祉施設等が連携・協力して作成する計画のこと。